

## 国民文化祭出演団体激励金 岐阜県支給要綱

(趣 旨)

### 第1条

県は、全国の文化団体との交流・連携・創造の輪を広げ、県内文化団体を育成し、本県の文化振興に資するため、文化庁等が主催する国民文化祭へ出演する団体(者)に対し、予算の範囲内で激励金(報償費)を支給する。

(激励金支給対象団体(者))

### 第2条

激励金の支給対象団体(者)は、文化庁または開催県実行委員会から県に出演決定の通知があった団体(者) (以下「出演団体」という。)とする。

(激励金の支給額)

### 第3条

出演団体へ支給する激励金の額は、県が別に定める。

(出演実績報告書の提出)

### 第4条

出演団体は、国民文化祭へ最後に出演した日から15日以内に、出演実績報告書(別紙様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事へ提出するものとする。

- (1) 出演者等名簿
- (2) 出演者等名簿の人数を確認することができる領収書等

(その他)

### 第5条

この要項に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。